

令和5年木造建築士試験実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和5年木造建築士試験を次のとおり実施します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した滋賀県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が行います。

令和5年3月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 試験期日および時間

期 日	時 間	科 目 名
令和5年7月23日(日)	10:10~13:10 (3時間)	学科Ⅰ (建築計画) 学科Ⅱ (建築法規)
	14:20~17:20 (3時間)	学科Ⅲ (建築構造) 学科Ⅳ (建築施工)
令和5年10月8日(日)	11:00~16:00 (5時間)	設計製図の試験

2 試験地

- 学科の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス） 草津市野路東1-1-1
- 設計製図の試験 立命館大学（びわこ・くさつキャンパス） 草津市野路東1-1-1

3 受験資格（建築士法第15条）

建築士法 第15条	建 築 に 関 す る 学 歴 等
第1号	大学（短期大学を含む。）、高等専門学校および高等学校において、指定科目を修めて卒業した者
第2号	その他知事が特に認める者
	建築設備士
第3号	建築実務の経験を7年以上有する者

詳しくは、令和元年国土交通省告示第753号および令和2年滋賀県告示第67号に定めるところによります。

4 受験申込手続 新規受験者を含めた全ての者がインターネットによる受験申込みを行うものとします。

(1) 受験申込みの受付期間および受付時間

- ア 受付期間 令和5年4月3日(月)から令和5年4月17日(月)まで
イ 受付時間 受付開始日の10時から受付終了日の16時まで

(2) 受験申込みの方法 センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力の上、申し込んでください。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障害がありインターネットの利用が困難である等）には、令和5年4月10日(月)までにセンター本部に申し出てください。

5 「学科の試験」の免除の申請 「学科の試験」の免除の申請は、令和2年以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和4年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができます。免除の申請に当たっては、センターのホームページにおいて、令和2年から令和4年までのいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行ってください。

6 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）については、原則として令和5年6月16日(金)頃から、受験有資格者にマイページ（※）において交付します。（※インターネットによる受験申込手続完了後から利用することができる受験者専用のウェブサイト（センターのホームページにリンクが設けられます。））

なお、インターネットによる受験申込みが行えなかった者の受験票については、原則として、令和5年6月16日(金)頃、受験有資格者に発送します。

7 合格者の発表および合否の通知

	合 格 者 の 発 表 日	合 格 者 の 発 表 方 法
学 科 の 試 験	令和5年8月21日(月) (予定)	・滋賀県土木交通部建築課前掲示板に掲示
設 計 製 図 の 試 験	令和5年12月7日(木) (予定)	・滋賀県公報で公告 ・滋賀県庁正面掲示板に掲示

受験者には、それぞれ合否の判定結果を通知し、不合格者には、試験の成績を併せて通知します。ただし、欠席者（「学科の試験」においては一部の科目欠席者を含む。）には、通知しません。

なお、試験結果の開示を受けたい者は、次に定めるところにより開示を受けることができます。

- (1) 期間
 - ア 学科の試験 令和5年8月21日(月)から令和5年9月20日(水)まで(予定)
 - イ 設計製図の試験 令和5年12月7日(木)から令和5年12月28日(木)まで(予定)
 - (2) 時間 9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
 - (3) 場所 滋賀県土木交通部建築課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階
 - (4) 持参するもの 令和5年木造建築士試験受験票および運転免許証等の書類(顔写真入りの本人であることが確認できる書類)
 - (5) 開示する内容
 - ア 学科の試験 各科目の得点
 - イ 設計製図の試験 採点結果の区分(ランク)
 - (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限ります。また、電話での問合せには、一切応じません。
- 8 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示します。
- 9 その他
- (1) 「設計製図の試験」の課題は、令和5年6月7日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表します。
 - (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。
 - (3) 問合せ先
公益財団法人建築技術教育普及センター本部 電話 050-3033-3822(二級・木造建築士試験専用ダイヤル)
公益財団法人建築技術教育普及センター近畿支部 電話 06-6942-2214
公益社団法人滋賀県建築士会 電話 077-522-1615
滋賀県土木交通部建築課 電話 077-528-4251